

平成27年太宰府市議会第1回(3月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成27年3月3日(火)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成27年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成27年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第6号 太宰府市行政手続条例等の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第8号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第9号 太宰府市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第11号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第12号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第13号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第14号 太宰府市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第15号 太宰府市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第24号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第12 議案第37号 太宰府市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第38号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 請願第1号 太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	長谷川公成	議員

3 欠席委員は次のとおりである（0名）

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長	濱本泰裕	市民福祉部長	中島俊二
教育部理事	堀田徹	会計管理者	今泉憲治
議会事務局長	篠原司		
総務課長	友田浩	経営企画課長	山浦剛志
文書情報課長	百田繁俊	公共施設整備課長	原口信行
防災安全課長	宮原広富美	管財課長	久保山元信
税務課長	吉開恭一	納税課長	伊藤剛
社会教育課長	井上均	中央公民館長 兼市民図書館長	木村幸代志
文化財課長	菊武良一	学校教育課長	森木清二
監査委員事務局長	渡辺美知子	会計課長	緒方扶美
議事課長	櫻井三郎		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 山浦百合子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第6号 太宰府市行政手続条例等の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第6号「太宰府市行政手続条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第6号太宰府市行政手続条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は22ページから25ページ、条例改正新旧対照表2ページから9ページでございます。

平成26年国におきまして、行政不服審査制度を公平性の向上、使いやすさの向上、及び国民の救済手段の充実拡大の観点から抜本的な見直しが行われまして、いわゆる行政不服審査法関連3法が改正されたところでございます。そのうち、行政手続法の改正に併せまして行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民権利保護の充実のため行政手続法の一部改正がなされたところでございます。

今回の改正につきましては、その改正の趣旨に則りまして行政指導の中止等の求めなどの各種手続を新たに設けることによりまして、その運営性を確保しているところでございます。

その他といたしましては、行政指導における許認可権限の根拠規定の明示化を義務付けしたことまた本人が行政指導に対する不服があるときに行政指導の中止を求めることができることや行政処分や行政指導を求める際の諸手続が制度化されたことでございます。

その点を生かしまして改正をしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時02分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第2、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(森木清二) 議案第7号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の27ページ、条例改正新旧対照表の10ページをご覧ください。

本議案は、障害者基本法の改正に伴い、平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正が行われたことから、名称を「教育支援委員会」と改め、特別に支援を必要とする児童生徒等の就学先を決定する際に、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断を行い、十分な情報提供を行うことにより合意形成を図り、教育的支援を充実させるために改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 今、ご説明をいただきましたけれども、委員会の構成等に変化はあるのかどうか、その辺だけもう少し補足の答弁をお願いします。

○委員長(門田直樹委員) 学校教育課長。

○税務課長(森木清二) 委員会の組織でございますけれども、今年度につきましては委員長1人、あと副委員長、それから委員3名設置をしております。今までの委員会の委員につきましては、専門的な知識を持たれた方を選考いたしましてこの教育支援委員会を構成しております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) すみません、私から1点。

専門の委員さんというのは何か、いわゆる学者というか大学の先生とか病院の先生とかそういうことですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 委員長は大学の教授でありますし、また、委員の中には臨床心理士の資格を持たれた委員さんもいらっしゃいます。ほかに大学の講師の方、またスクールカウンセラーの資格を持たれた方そういった方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） もう一点。発達障害に関しては、非常に難しい面があって、我々もよくわからないのですが、学説と申しますか、そういう専門の方々の間柄でも非常に意見が分かれるようなところ、例えば発達支援の方法についても色々と、これ役に立つ立たないとか色々あるというふうに聞いておるんですが、その辺のところの調整というかそういうのは市の方で考えて、体制がこうだから、こういう方々を選ぶという委員の選任とか、議論の取りまとめというかそういった方向性についての関わりというのはどのように考えてあるか聞かせてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 選任につきましては、今までの委員の選任よりも専門的な大学の先生とか臨床心理士、スクールカウンセラーの資格を持たれた方を選考いたしております、学校の児童、生徒保護者も含めまして、今後進むべき道を、どういう進路を見つけていくとか、そういった専門的な立場からご指導できる方を選考させていただいております。

○委員長（門田直樹委員） はい。ありがとうございます。本当は一般質問しようと思ったんですが、間に合わなくて、また機会があったら聞かせてもらいます。

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 賛成の立場から討論をさせていただきますけれども、この就学指導委員会の中で、保護者が例えば特別支援学校への進学を希望してないとかしてるとか、本人の意向とかもあるのですけれども、そういったまず当事者たちの気持ちとかそういうのを非常に丁寧に大切に扱っていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時08分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 日程第3から日程第5を一括上程

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第8号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分から、日程第5、議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(友田 浩) 議案第8号太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号太宰府市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第10号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例についてにつきましては、関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

議案書28ページから35ページ、条例改正新旧対照表は11ページから15ページでございます。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。

具体的には、教育委員長と教育長を一本化し、教育長の任免・罷免につきましては市長が議会の同意を得て行うなど、教育行政の責任を明確にすることになったことによるものでございます。

改正の概要でございますが、教育長は、これまでの一般職から特別職として位置付けられることになりましたので、特別職に関する報酬の整備を行うとともに、特別職の報酬につきましては、太宰府市特別職報酬等審議会に報酬額の諮問を行っておりますので、諮問の対象に教育長を加えるために、条例の一部を改正いたします。また、教育長が特別職になることに伴いまして、給与については特別職報酬へ変わること及び勤務時間等を新たに別途に整備することがございますので現行の「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」を廃止する必要性が生じておりますので、議会に提案させていただいております。なお、現在の教育長につきましては、委員としての任期満了までの間従前の例により在職することが経過措置で設けております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） これは議案第8号になると思うのですが、経過措置で今の教育長は任期が終わるまでという話だったので、教育委員長の方はこの間変わられたばかりだと思ってしまうのですが、4月から変わるとして具体的に何か考えてあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 教育長につきましては、まだ任期がございますので特段変更はございません。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この前変わられた教育委員長の方は、普通の委員に戻るという形になるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 均） 教育委員会の改正の件ですので、私の方から回答させていただきます。

今言われるように今の規定については現教育長の任期の間は今のままになります。だから、教育委員長につきましても現在のままになります。ですので、任期までだったら、平成28年12月24日までは現行のままということになります。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。他にございませんか。全体についてよろしいですか。

これで質疑を終わります。

まず、議案第8号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから議案第8号の当委員会所管分の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第8号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時12分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第9号「太宰府市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」、意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時13分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例を廃止する条例について」、意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時13分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第11号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第6、議案第11号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 議案第11号、太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

議案書は36ページ、新旧対照表は16ページをご覧ください。

この件につきましては、先月の議員協議会の中でご説明いたしましたが、「太宰府古都みらい基金条例」は、平成21年9月議会におきまして、議員発議により制定されまして、翌平成22年4月1日から施行されております。同条例の適用期間が今年31日までとなっております。執行部といたしましてはその延長をいたしたく、このたび提案をさせていただくものでございます。

延長の期間につきましては、同条例が歴史と文化の環境税の延長の議論をする中で駐車場事業者の方々を中心に構想が練られたことなどの経緯を鑑みまして、昨年12月議会で延長することが決まりました歴史と文化の環境税条例と同様の期間でもある3年、平成30年3月31日までといたしております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時15分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第12号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第12号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 議案第12号、太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例に

ついでご説明申し上げます。

議案書の39、40ページ、条例改正新旧対照表の17、18ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、児童数の増加等により入所希望者が増加し、現在の定員のままで多くの待機児童が出ることから、太宰府・太宰府東・太宰府南・水城西学童保育所の分割を行うために太宰府市立学童保育所設置条例の一部改正を行うものでございます。

この条例の一部改正する条例とは直接関係はございませんけれども、学童保育所事業については、平成27年4月から社会教育課所管となります。

よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今回学童保育所11所から15所に増えたということで、水城西小学校は第3学童までであるというのを驚いたのですが、あの敷地内で3つって教室数は足りてるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 普通教室等につきましては、現在のところ足りております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） ちょっとごめんなさい、説明が下手で。今まで第2学童までは視察というか、行ったことがあって、2カ所プレハブがあったんですけども今度第3学童というのはどこらへんに設置される予定なんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 職員室等と少し離れておりますけれども運動場側の元和室がありましたところに設置をするようにしております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） そこが新しい第3学童ということになるわけですね。30名は。

○学校教育課長（森木清二） はい。

○委員（長谷川公成委員） わかりました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今長谷川委員の部分から大部分は説明があったのですが、課長の説明の中で言われた4月から担当の所管が変わるといふ部分のところでは正直ちょっと危惧するのは、新しくこれだけ児童が増える部分で、教育委員会の中の課が変わるといふふうなこととして理解すればよいのかもしれないですけども、引き継ぎがスムーズにいくのかなという部分もちょっと気にはなるところなんですけれども、その辺の対応というのはどういうふうに進めていかれるお考えかお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 4月から学校教育課の方から社会教育課の方に業務をかえるわけですが、このスケジュールにつきましては、従前から教育委員会内部で検討しておりまして事務の引継ぎ等あるいは電算関係とかの引継ぎ等現在行っておりまして、支障が出ないような形で進めているようなところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 答弁は求めませんが、くどいようですが、市民方への特に4月以降の対応、その部分の支障が出ないように進めていただきたいということだけお願いしておきます。

○委員長（門田直樹委員） 回答はいいですか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） すみません、先ほども言いますが、4所増えるということは、今指定管理者制度をしているので人員、そういうものは大丈夫なんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 指導員の人員でございますけれども、やはり4所増えるということで事前に指定管理者の方と協議をいたしまして人数等も足りなくならないような対応をしていただくように調整はしております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この増設の中には、例えば長期休暇の中で小学校6年生まで受け入れてほしいとかそういった希望があったときに受け入れられるような体制にはなっているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 4月からの改正によりまして、小学校に通われる1年生から6年生すべてを受け入れることで対応していく予定でございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

○副委員長（渡邊美穂委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時21分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第8及び日程第9一括上程

○委員長(門田直樹委員) 日程第8、議案第13号「太宰府市教育に関する事務の職員権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第14号「太宰府市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長(井上均) 議案第13号太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第14号太宰府市教育委員会委員定数条例一部を改正する条例については関連がありますので一括で補足説明を申し上げます。

議案書は41ページから44ページです。条例改正新旧対照表は19ページから20ページをお開きください。

今回の改正につきましては、教育行政における責任体制の明確化を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴うものでございます。

太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律が第24条の2第1項から第23条第1項に繰り上がったことによる改正でございます。

次に太宰府市教育委員会委員定数条例一部を改正する条例ですが、現教育長は、市長から議会の同意を得て教育委員として任命されております。教育委員会で、教育長を任命されておりましたことから、教育長は教育委員と兼務になっておりましたが、法律の改正に伴いまして新教育長は市長から議会の同意を得て教育長として任命されることになりましたので教育委員との兼務でなくなりましたことから、教育委員会委員の定数を6人から、5人に改正を行うものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 補足説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 議案第14号太宰府市教育委員会委員定数条例一部を改正する条例について質疑いたしますが、今回6名から5名に1名減という形なんですけど、正直なところ、学校に通わせてる保護者が、教育委員さんがどの方かわかってないんですね。ですから、これは私の考え方なんですけれどもたとえば、教育委員さんを担当の中学校を決めるとか、できたら関わりをもっと持ってほしいなというのはあるんですよ。で、理想的なことをいうと例えば各小中学校の中に、代表として教育委員さんがおって、そこから集まってきて小学校の問題点を話し合うとか、中学校の問題でも話し合うとか、ちょっと僕も考え方があるんですけど、今回5名に人員が減るといってそういう地域地域の小学校中学校にいかに関われるかというのが今後課題になってくると思うんですね。そういうふうな地域の中にそういう教育委員さんがおると。説明が下手で済みません。そういう考えはできないですかね。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上均） まず教育委員の減ということですけども、教育長が外れておりますので、教育委員さん自体の減ではないんじゃないのかなと思っております。それから、やはり教育委員さんが市民の方が知らないというふうなことでございましたので、今現在、広報なんですけれども、偶数月やったんですけども、教育委員会だよりというふうなことで広報の方に掲載させてもらいます。そして、各教育委員さんたちにリレーで随筆をお願いしている状況がございます。それと、学校のかかわりにつきましては、昔からなんですけれども教育委員さんは、校訪問ということを行っております。その中でも教職員との懇談というのを取り入れて、順番的に教育行政を行っていく事の意見交換を行っているような状況でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 教職員さんとの話し合いはいいけど、でも学校の問題って小学校にあげても教育委員さんが知らないところとかあると思うんですよ。ですから今度逆に教育委員さんと保護者たちの対話をするとかですね。今小学校ではこういった問題もあって、でもそれはひょっとしたらもうその小学校の中で揉み消されている問題もあるかもしれないんですよ。ですからそういうことも含めて保護者と教育委員さんたちが接する時間というか、そういうものがあればなと私は個人的に思っているんですがいかがですかね。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上均） 教育委員さんの中には、保護者の代表という方も一人以上選任しなければなりませんので今現在は一人おられまして、今度新しくなられた方も保護者のあれもございまして、そういうところで教育委員の選定とかは、いたしている状況でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 保護者はいいんです。ですから保護者はその小学校の一応担当じゃないんですけど、そういう形で教育委員さんは、あなたはどこの小学校の担当ですよというふう

になれば、問題も早期解決できるのかなという思いはあります。これは、また機会があったら質問とかさせていただきますのでよろしくお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 同じく議案第14号ですけれども、教育委員会のこの定数ですね、例えば議会だったら議員18人で今構成してますけれども、法定定数というような国が一定基準を占めしているような定数というのが、それぞれの自治体の規模に応じて、モデルの法定部分が示されていますけれども、教育委員会の委員の方の定数、そういったものが存在しているのかというのが1点と、定数が今回見直しをされるというのはいつ以来なのか、記録がわかるようでしたら、その2点答弁をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 均） 1点目の国の決めがあるのかということですが、国の方では定数は第3条になるんですけれども、今度の新しい改正分では、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織をするというふうになっております。ですので、4人の定数であったらこの条例は設置する必要はありません。ただし書きで、条例の定めるところにより教育委員会5名以上の定数を求めていますので、太宰府市では5名になっておりますので、この条例の改正を行うものでございます。それと、今の教育委員会が4名から5名になった時期につきましてはちょっと存じ上げておりませんので申し訳ございません。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 誤解があってはいけないと思うのですが、6名を5名にするということで、人数が減ったように見えますが、これまでは教育長を含めて6名の教育委員さんだったんですね。新しいのであれば、教育委員さんが5名で別に教育長が1名おると。トータルとして教育委員会のメンバー6名は変わらないんですね。そういうことでございますので、減ってはおりませんので。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

まず、議案第13号太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時31分)

~~~~~ ○ ~~~~~

次に、議案第14号「太宰府市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について」、意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時32分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第10 議案第15号 太宰府市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について**

○委員長(門田直樹委員) 日程第10、議案第15号「太宰府市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(友田 浩) 議案第15号太宰府市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書45、46ページをお開きください。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴います新規条例の制定でございます。

条例の内容でございますが、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長が特別職となるものの、具体的な事務執行を行うこと等その職責や職務内容からして、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課せられることが法定規定されております。このため、教育長の具体的な勤務

時間を特定しなければ、具体的に職務に専念すべき時間（範囲）が明確にならないため、一般職に準じた勤務時間と特定をするものでございます。また、休日、休暇についても同様とするものでございます。更に、職務専念義務が課せられますので、その免除につきましても一般職の例によるものとするものでございます。

なお、この条例につきましても、現教育長在任中は適用されないこととなっております。

現教育長の勤務時間につきましては先ほどご審議いただきました議案書の35ページ、議案第10号の経過措置の中で現教育長につきましては、この条例の分の効力を有するというものになっておりますので、現教育長につきましてはそちらを適用させていただきたくこととしております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時34分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第24号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第11、議案第24号、平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補足説明をいただく際、関連のある別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部におかれましては、関連のある補正については、併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書の歳出、12、13ページをお開きください。

2款1項9目、財産調整基金費及び2款2項1目総合企画推進費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 補正予算書12、13ページ2款1項9目25節積立金細目330の財政調整資金積立金1億3,072万5,000円につきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては複数の予算に関連しておりまして、詳細につきましては後ほどそれぞれのところで所管課からご説明をいたしますが、まず、補正予算書の10、11ページをご覧ください。16款2項財産売払収入1目不動産売払収入として市有地売払代金1億5,287万7,000円を計上しておりまして、これは先週議決をいただきました県道筑紫野古賀線道路改良事業に伴うもの2件と観世音寺地区公民館用地の払下げによるものでございます。この額から補正予算書14、15ページをご覧いただきたいのですが、10款4項5目公民館費23節地区公民館整備負担金返還金として観世音寺自治会に返還する2,215万2,000円を計上しておりまして、この分を差し引いた残額を積み立てるものでございます。

また、もう一つ関連がございますのでご説明をさせていただきます。補正予算書10、11ページの18款1項1目8節財政調整資金繰入金1億1,630万4,000円についてもここでご説明させていただきます。これは、今回の3月補正の財源調整として充てるものでございます。

今回のこの増減を加えました補正後の財政調整資金の残高は、31億3,620万5,411円となる予定でございます。

続きまして、補正予算書12、13ページ2款2項1目25節積立金、細目990の積立金1,184万9,000円についてご説明いたします。

内訳といたしましては、まほろばの里づくり事業基金積立金を12万9,000円、歴史と文化の環境整備事業基金積立金を1,050万円、古都みらい基金積立金、122万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

関連する予算といたしまして、まず、補正予算書8、9ページ、1款7項1目歴史と文化の環境税1節現年課税分をご覧ください。今回、歴史と文化の環境税が7,250万円ほど見込まれますことから1,050万円を増額補正を行いまして、同額を歴史と文化の環境整備事業基金に積み立てるものでございます。

次に、補正予算書10、11ページ17款1項寄付金をご覧ください。本年度ふるさと太宰府応援寄附が12万9,000円の増が見込まれますことから、まほろばの里づくり事業基金に同額を、また、古都・みらい基金指定寄附が122万円の増が見込まれますことから古都・みらい基金に同額をそれぞれ増額補正して積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書14、15ページをお開きください。

9款1項1目、常備消防費、及び9款1項3目、消防施設費について、併せて説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 9款1項1目細目070常備消防費19節負担金、補助金及び交付金4,306万2,000円の減額補正について説明をさせていただきます。

筑紫野太宰府消防組合の歳出予算の減額に伴いまして減額補正を行うものです。主な内容としては、消防庁舎の建設に伴う財源に充当率のいい優良起債をあてることのできるようになったことによる減額及びデジタル無線活動波整備工事費の減額、並びに救急車両の筑紫ガスからの寄贈に伴う減額などとなっております。

続きまして、9款1項3目細目070消防施設等整備費19節負担金、補助金及び交付金402万9,000円の増額補正について説明をさせていただきます。消火栓新設負担金につきましては、水道の配水管布設替や新設工事を行う際に併せて行っております消火栓新設工事が今年度1ヵ所増えまして7ヵ所で行いますことから45万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、消火栓維持管理負担金でございます。市道の舗装やり替え工事に併せまして、消火栓ボックスの取り換え工事を行っておるところでございますけれども、今年度は、舗装のやり替え工事個所が増えましたことから、それに伴いまして357万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

今年度の取り換え工事個所としましては、合計で20ヶ所となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 消防施設等整備費なのですが、消火栓の新設工事は場所はどこですか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 新設につきましては、長浦台ですとか、フケ水城駅線ですとか、水城ヶ丘1号線等となっております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今までやっぱりその近辺になかったとか。わからないので教えていただきたいのですが。消火栓というのは距離によって決まっているのですか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 基本的には距離で一定の基準がございます。で、それこそ道路の改良等に併せて行う必要がございますので、その都度その基準を満たすような形で設置している状況でございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項5目地区公民館関係費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志） 補正予算書14、15ページ、10款4項5目23節130の地区公民館関係費2,215万2,000円及び関連します歳入項目、予算書10、11ページ、16款2項1目の私有地売却代金1億5,287万7,000円のうち関係します7,239万円について、ご説明させていただきます。

この補正予算は、さかのぼること昭和62年に観世公民館建設予定地として五反田公園東側の用地約825㎡を、太宰府市公民館施設整備条例に基づき、市と観世音寺区で購入しておりました。

しかしながら観世音寺区が現在の公民館用地に建て替えることに変更となりましたことから、この用地が不要となりましたため、平成26年の6月議会の際に測量委託料等を補正予算で議決いただきまして、売却に向けての手続きを行ったところです。その後一般競争入札において売却し、売却金額7,239万6,000円となりました。これが11ページの1億5,287万7,000円の中にはいっております。また当時の出資比率に応じて観世音寺区にお返しする分を14、15ページの2,215万2,000円ということで上げさせていただいております。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

1款1項2目、法人市民税、及び1款7項1目歴史と文化の環境税、及び6款1項1目地方消費税交付金について併せて説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（吉開 恭一） 1款1項2目1節の法人市民税現年課税分の減額補正についてご説明申し上げます。この件につきましては、高額納税事業者が事業拠点の整理により市外へ移転したことに伴いまして、当初予算額の中に見込んでおりました当該事業者分の税相当額が減収になる見込みから1,500万円を減額するものでございます。

次に1款7項1目1節の歴史と文化の環境税現年課税分の補正についてご説明申し上げます。

す。この件につきましては、先ほど経営企画課長からも説明がありましたけれども、歴史と文化の環境税につきましては近年の観光客の増加に伴いまして、年々税額等が増加しております。平成26年度は初めて7,000万円台に到達し、当初予算の見込み額よりも約1,000万円近く増加する見込みでございますので、増額補正をするものでございます。

次に6款1項1目1節地方消費税交付金についてご説明申し上げます。平成26年度の地方消費税交付金につきましては国の指示に基づきまして平成25年度の基準財政収入額に地方財政計画に基づく増減率1.25を乗じて見積もることとされておりました。昨年4月の消費税引き上げ後、個人消費の落ち込みなどによりまして消費税収入そのものが国の見込み額を割り込む模様でございますので、3,000万円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書10、11ページをお開きください。

16款2項1目、私有地売払代金について説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山利信） 補正予算書は11ページになりますが、歳入の16款財産収入2項1目1節土地払い代金1億5,287万7,000円のうち管財課所管分8,048万7,000円について補足説明をさせていただきます。

先月27日の本会議で議決をいただきました市有地処分に関する補正予算を計上させていただいております。ご議決をいただきましてありがとうございます。

補正予算の内容でございますが県の道路事業に関わる代替土地として払い下げる北谷地内にごございます市所有の山林で、払い下げ合計面積が8,943㎡、契約金額につきましては不動産鑑価格から算定いたしました8,048万7,000円となっております。なお、売却代金㎡単価につきましては9,000円、坪あたり2万9,752円でございます。

以上補足説明をさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に4ページの第2表繰越明許費補正の審査に移ります。

補正予算書4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正について、上段から順次所管課ごとに説明をお願いします。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） それでは2款総務費2項企画費、社会保障・税番号制度システム整備事業の繰越明許費補正金額1,938万6,000円についてご説明申し上げます。

現在、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる

「番号法」)に基づく社会保障・税番号制度導入に対応するためのシステム改修を行っているところであります。

このうち、生活保護システム、障害者福祉システムなどにかかる平成26年度回収予定分が、厚生労働省からシステム改修にかかり設計仕様が提供される時期が遅れたことからシステム設計に相当な時間を要し、平成27年7月ごろの完了見込みとなったため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、10款4項中央公民館部第機構等改修事業について説明をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長(木村幸代志) それでは10款4項の社会教育費、中央公民館舞台機構等改修事業について、ご説明させていただきます。

これは平成26年度予算及び平成27年度債務負担行為にて予算議決いただいております2か年で締結しております、中央公民館舞台設備改修工事の平成26年度分予算6,975万円を繰り越しさせていただきますものです。

理由としましては、舞台改修工事における製作物は、それぞれそのホールに合わせて製作するという特殊品であり、仕様細部の決定及び工場生産等に時間がかかっており、今年度中の部分払いが難しい状況であるため、本年度支払い分を全額繰越し、平成27年度工事終了後に全額一括支払いするようになったものです。

以上、よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で、本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。ご意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第24号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第24号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時53分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 日程第12、議案第37号「太宰府市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第13、議案第38号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第37号太宰府市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第38号太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての2議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

本日訂正でまたお配りをさせていただきました追加議案書と条例改正新旧対照表（追加分）でご説明をさせていただきますと思います。

今回の改正につきましては、昨年8月7日に人事院から給与勧告が行われたところでございますが、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための給与制度の総合的見直しが行われることとなっております。具体的には、給料におきまして全体的には平均2%の引き下げを行うものでございますが、特に公務員におきましては、在職期間の長期化等に伴いまして50歳代後半層におきまして、公務員給与が民間給与を上回っていることが判明しましたことから最大4%の引き下げをこの世代には行うこととなっております。これに併せまして、任期付職員につきましても一般職員との均衡を基本に、引下げを行うものでございます。なお、給料の激変緩和措置ということで現給保障（現在の給料）を3年間保障するという事も併せて決定をしております。

その他の改正点といたしましては、1つは、給料表の引き下げに併せまして、賃金構造基本統計調査に基づきまして、地域手当の支給地域・支給割合の見直しが行われたところでございます。太宰府市は現行の支給割合である3%から6%への段階的引き上げということになったとこ

ろでございます。

また、職務に応じました諸手当の改正を行うこととしておりまして、現在管理職員が緊急やむを得ない災害等に対応するために、平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態が見受けられます。この分につきましても平日の午前0時から午前5時までの勤務につきましては、管理職員特別勤務手当を支給するということになりましたので、それも併せて改正をしております。

太宰府市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に準じた形での条例改正を提案させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第38号に関連して質疑をさせていただきたいと思いますが、今、説明の中でありました激変緩和措置で3年間は一応現在の給与の部分がということは、理解しました。けれども、その前段の説明でありました一定の年齢が行くと高い分がちょっと下がるというそういった趣旨の説明がございましたけれども、市の職員の構成の状況からみて、その対象になる方がどれくらいの数おられるのか、もし示していただけるんだったらお示してください。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 済みません、具体的な数字は後ほど。大体1割、2割ぐらいかなというところだと思います。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。資料は。

○委員（藤井雅之委員） 後ほど。

○委員長（門田直樹委員） 後ほどね。資料はよろしくをお願いします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

まず、議案第37号「太宰府市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について」意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから議案第37号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時58分）

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第38号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第38号については、賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど説明でもありました現給の激変緩和措置の対応が取られているということ鑑みまして、3年間の間にまた今の民間給与のベースアップ等も行われている状況で、また人事院勧告が新たな形で行われることも想像されますので、今回はこの提案されております第38号につきましては、賛成を致したいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時59分）

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここで、11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時00分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志） 委員長

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志） 済みません、先ほどの説明で一部誤っておりました。申し訳ありません。訂正させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。11ページ一番上の市有地売払代金のところで1億5,287万7,000円のうち観世公民館予定用地の売却代金が先ほど7,239万6,000円とご説明したところですが、正しくは7,239万円でございます。

お詫びするとともに訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（友田 浩） 委員長。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 先ほどの議案第38号に関連いたします藤井議員のご質問の50歳代後半層の人数でございますが、平成27年4月1日現在の数字でございますが、64人になるところでございます。割合的には18.9%でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

#### **日程第14 請願第1号「太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願書」**

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、日程第14、請願第1号「太宰府市の中学校に専任の学校司書の配置を求める請願書」を議題とします。

紹介議員がお二人いらっしゃいますけれども、補足説明等がありましたらお願いします。どちらか。どうされますか。

（「いえ」という声あり。）

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、本請願について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に協議・意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） これは議会の中の話になりますけれども、4月で改選を迎えて、5月にメンバーが変わりますけれども、一応前回この趣旨の請願を通して今2回目来ているんですけれども、今のところ質問がないという状況で、もしこれが賛成で通ったとすれば議会が2回この意見を通したということを次の改選後の議員さんにもきちんと伝えていっていただきたいというふうに希望をしておきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹) 全員挙手です。

したがって、請願第1号は、採択すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時18分)

○委員長(門田直樹) お諮りします。

この請願につきましては、執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり、決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成27年3月31日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹